

2025年7月10日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社
南総ヒルズカントリークラブ
支配人 小島 典明

年会費並びに会則一部改定のお知らせ

謹啓 盛夏の候 会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はクラブ運営へのご支援ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025年6月6日に開催された理事会において承認されたことから、下記の通り年会費の改定をさせていただくことになりました。これに伴い、その他会則についても一部変更させていただくことになりましたので、本書をもってお知らせいたします。なお、年会費の改定理由、改定後の料金、改定実施日、その他会則一部変更の変更内容及び改定日については、以下に記載しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後も、会員の皆様に快適なクラブライフを楽しんでいただけるゴルフ場を目指して努力して参りますので、ご理解賜り、今後共ご愛顧の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 年会費改定

1) 改定理由

当クラブは、2023年1月に年会費、名義変更料及び登録者変更料を改定させていただきました。しかしながら主要原材料、原油価格の高騰がいまだに続いており、各コストの負担が以前より大きくなっております。なかでも、レストランや浴室利用による生活用水、コース管理等、日々のクラブ運営に欠かせない上水道料金は、2023年と2024年との比較で13%強の上昇となっており、運営に影響を及ぼしております。費用負担増を解消すべくさまざまな対策を講じてまいりましたが、現行の価格体系を維持するのが困難になりましたため、2)の改定内容のとおり、年会費改定させていただくこととなりました。

なお、当クラブでは、夏場にも安定したグリーン環境を来夏にはご提供するべく、近年の35℃を超える猛暑にも耐えうるバミューダ芝「ティフイーグル」に草種転換する工事をコース内の全Bグリーンに2025年5月より施工しております。また、さらなる安全性と利便性の向上を目指し、より一層

の品質・サービスレベルの向上に誠心誠意努めてまいりますので何卒諸事情をご賢察いただき、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2) 改定内容

年会費

<対象種別>	<現行>	<改定後>
正会員	38,500円	44,000円
平日会員A	31,900円	36,400円
平日会員B	27,500円	31,400円
家族会員	38,500円	44,000円
家族会員B	27,500円	31,400円
フレンド会員	18,700円	21,400円
フレンド会員A	15,400円	17,600円
フレンド会員B	13,200円	15,100円

※上記料金は全て消費税込み

3) 改定実施日

2026年分より適用

2. 会則一部変更

1) 年会費改定に伴う会則一部変更

年会費の改定に伴い、会則の別紙2及び別紙6に定める年会費を上記1.の改定内容の通り変更させていただきます。

2) 住所変更手続及び休会手続の必要書類改定及び各改定に伴う会則一部変更

会則第6条第4項の通り、会員様において住所、氏名等に変更があった場合には遅滞なく弊社に届出し、所定のお手続きが必要となります。現在、個人会員及び法人会員の登録者のご自宅住所変更時における届出の際、また会則第11条の通り、個人会員が遠隔地への転勤・転居を理由に休会を申請する際、現住所（転居先）を証する書面（必要書類）として、運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または住所変更には印鑑証明書をご提出いただいております。これらの書面に加え、2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書の写しを、現住所（転居先）を証する書面としてご利用いただけるようにいたします。

これに伴い、会則別紙7-①「住所・所在地変更手続要項」の個人会員と法人会員登録者の自宅住所変更及び会則別紙8「休会手続要項」の各必要書類に2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書を追記いたします。

3) 改定実施日

上記1)及び2)は2026年1月1日の手続受付分から適用となります。

3. 会則一部変更の新旧対照表及び周知

上記2. 2) の会則一部変更箇所につきましては、住所変更手続の際に変更を証するもの、休会手続の際に変更を証するものとして提示できる書面の追加であり、会員の皆様に不利益に変更するものではありません。名義変更料改定に伴う、またその他の会則一部変更の変更箇所の詳細につきましては、以下の資料を同封いたしますと共に、クラブハウス内に掲示及びホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

①年会費改定にかかる「会則別紙2 新旧対照表」、「会則別紙6 新旧対照表」

②住所変更手続の必要書類変更にかかる「会則別紙7-① 新旧対照表」

③休会手続の必要書類変更にかかる「会則別紙8 新旧対照表」

④2026年1月1日付の変更後の会則

※会則本文は第28条の改定施行日以外、現在の会則から変更ございません。

以上

本件に関するお問い合わせ先
〒299-1731
千葉県富津市田倉865-1
南総ヒルズカントリークラブ
電話 0439-68-1131

※今回のお知らせは、2025年6月30日時点で弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に会員権の売却や退会等されている場合はご容赦ください。

会則別紙2新旧対照表

現 行

会則 別紙2

南総ヒルズカントリークラブ 名義変更手続要項

手 続	1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払いは銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。			
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 譲渡人に年会費未払い等の問題がないこと 4. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること			
必要書類	① 譲受人(入会)必要書類 ① 入会申込書(法人用または個人用) ② 委任状(譲受人用) ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ② 譲渡人(退会)必要書類 ① 名義変更申請書 譲渡人と連記 ② 委任状(譲渡人用) ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 * 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。			
名義変更料 (消費税込)		正会員	平日会員A (月～土)	平日会員B (月～金)
一般		220,000 円	220,000 円	110,000 円
相続または3親等内親族間の場合		110,000 円	110,000 円	55,000 円
登録者同一の場合(個々法、別法人間)		110,000 円	110,000 円	55,000 円
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)			
	2. 金 額	正会員	平日会員A (月～土)	平日会員B (月～金)
		38,500 円	31,900 円	27,500 円
書類送付先 連絡先	書類送付先 南総ヒルズカントリークラブ 会員課 〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1		連絡先 電話 0439-68-1131 FAX 0439-68-1168	

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

※2026年1月1日改定後

会則 別紙2

南総ヒルズカントリークラブ 名義変更手続要項

手 続	1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払いは銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。																		
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 譲渡人に年会費未払い等の問題がないこと 4. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること																		
必要書類	① 譲受人(入会)必要書類 ① 入会申込書(法人用または個人用) ② 委任状(譲受人用) ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ② 譲渡人(退会)必要書類 ① 名義変更申請書 譲渡人と連記 ② 委任状(譲渡人用) ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 * 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。																		
名義変更料 (消費税込)	<table><tr><td></td><td>正会員</td><td>平日会員A (月～土)</td><td>平日会員B (月～金)</td></tr><tr><td>一般</td><td>220,000 円</td><td>220,000 円</td><td>110,000 円</td></tr><tr><td>相続または3親等内親族間の場合</td><td>110,000 円</td><td>110,000 円</td><td>55,000 円</td></tr><tr><td>登録者同一の場合(個々法、別法人間)</td><td>110,000 円</td><td>110,000 円</td><td>55,000 円</td></tr></table>				正会員	平日会員A (月～土)	平日会員B (月～金)	一般	220,000 円	220,000 円	110,000 円	相続または3親等内親族間の場合	110,000 円	110,000 円	55,000 円	登録者同一の場合(個々法、別法人間)	110,000 円	110,000 円	55,000 円
	正会員	平日会員A (月～土)	平日会員B (月～金)																
一般	220,000 円	220,000 円	110,000 円																
相続または3親等内親族間の場合	110,000 円	110,000 円	55,000 円																
登録者同一の場合(個々法、別法人間)	110,000 円	110,000 円	55,000 円																
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額 <table><tr><td>正会員</td><td>平日会員A (月～土)</td><td>平日会員B (月～金)</td></tr><tr><td>44,000 円</td><td>36,400 円</td><td>31,400 円</td></tr></table>			正会員	平日会員A (月～土)	平日会員B (月～金)	44,000 円	36,400 円	31,400 円										
正会員	平日会員A (月～土)	平日会員B (月～金)																	
44,000 円	36,400 円	31,400 円																	
書類送付先 連絡先	<table><tr><td>書類送付先</td><td>連絡先</td></tr><tr><td>南総ヒルズカントリークラブ 会員課 〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1</td><td>電話 0439-68-1131 FAX 0439-68-1168</td></tr></table>			書類送付先	連絡先	南総ヒルズカントリークラブ 会員課 〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1	電話 0439-68-1131 FAX 0439-68-1168												
書類送付先	連絡先																		
南総ヒルズカントリークラブ 会員課 〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1	電話 0439-68-1131 FAX 0439-68-1168																		

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則別紙6新旧対照表

現 行

会則 別紙6

南総ヒルズカントリークラブ 諸料金一覧				
料金種目	正会員	平日会員A	平日会員B	家族会員
年会費	38,500 円	31,900 円	27,500 円	38,500 円
ロッカー費(年間)	13,200 円	13,200 円	13,200 円	13,200 円
バッグ保管料(年間)	13,200 円	13,200 円	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	11,000 円	11,000 円	11,000 円	—
バッグタグ再発行手数料	5,500 円	5,500 円	5,500 円	

(消費税込)

料金種目	家族会員B	フレンド会員	フレンド会員A	フレンド会員B
年会費	27,500 円	18,700 円	15,400 円	13,200 円
ロッカー費(年間)	13,200 円	13,200 円	13,200 円	13,200 円
バッグ保管料(年間)	13,200 円	13,200 円	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	—	—	—	—
バッグタグ再発行手数料				

(消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

※2026年1月1日改定後

会則 別紙6

南総ヒルズカントリークラブ 諸料金一覧				
料金種目	正会員	平日会員A	平日会員B	家族会員
年会費	44,000 円	36,400 円	31,400 円	44,000 円
ロッカー費(年間)	13,200 円	13,200 円	13,200 円	13,200 円
バッグ保管料(年間)	13,200 円	13,200 円	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	11,000 円	11,000 円	11,000 円	—
バッグタグ再発行手数料	5,500 円	5,500 円	5,500 円	

(消費税込)

料金種目	家族会員B	フレンド会員	フレンド会員A	フレンド会員B
年会費	31,400 円	21,400 円	17,600 円	15,100 円
ロッカー費(年間)	13,200 円	13,200 円	13,200 円	13,200 円
バッグ保管料(年間)	13,200 円	13,200 円	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	—	—	—	—
バッグタグ再発行手数料				

(消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

会則別紙7ー① 新旧対照表

現 行

会則 別紙7ー①

南総ヒルズカントリークラブ 住所・所在地変更手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
必要書類	個人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書 法人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書 ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書 ※ 勤務先・通信先(郵送先)の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。
	書類送付先 南総ヒルズカントリークラブ 会員課 〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1 連絡先 電話 0439-68-1131 FAX 0439-68-1168



※2026年1月1日改定後

会則 別紙7ー①

南総ヒルズカントリークラブ 住所・所在地変更手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
必要書類	個人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書 法人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書 ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書 ※ 勤務先・通信先(郵送先)の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。 ※ 運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限ります。
	書類送付先 南総ヒルズカントリークラブ 会員課 〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1 連絡先 電話 0439-68-1131 FAX 0439-68-1168

会則別紙8 新旧対照表

現 行

会則 別紙8

南総ヒルズカントリークラブ 休会手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。 ※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。 ※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。 ※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。 ※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。 ※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。						
必要書類	① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面（初回のみ必要） <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請事由</th><th>添付書面（いずれか1通）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病気等の長期療養（内容による）</td><td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td></tr> <tr> <td>遠隔地への転勤・転居（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県以外）</td><td>転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、健康保険証の写し等</td></tr> </tbody> </table> ※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。	申請事由	添付書面（いずれか1通）	病気等の長期療養（内容による）	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	遠隔地への転勤・転居（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県以外）	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、健康保険証の写し等
申請事由	添付書面（いずれか1通）						
病気等の長期療養（内容による）	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
遠隔地への転勤・転居（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県以外）	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、健康保険証の写し等						
書類送付先 連絡先	<table border="0"> <tr> <td>書類送付先</td><td>連絡先</td></tr> <tr> <td>南総ヒルズカントリークラブ 会員課</td><td>電話 0439-68-1131</td></tr> <tr> <td>〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1</td><td>FAX 0439-68-1168</td></tr> </table>	書類送付先	連絡先	南総ヒルズカントリークラブ 会員課	電話 0439-68-1131	〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1	FAX 0439-68-1168
書類送付先	連絡先						
南総ヒルズカントリークラブ 会員課	電話 0439-68-1131						
〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1	FAX 0439-68-1168						



※2026年1月1日改定後

会則 別紙8

南総ヒルズカントリークラブ 休会手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。 ※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。 ※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。 ※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。 ※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。 ※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。						
必要書類	① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面（初回のみ必要） <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請事由</th><th>添付書面（いずれか1通）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病気等の長期療養（内容による）</td><td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td></tr> <tr> <td>遠隔地への転勤・転居（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県以外）</td><td>転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し、健康保険証の写し等</td></tr> </tbody> </table> ※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。 ※ 運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。 ※ 運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限りです。	申請事由	添付書面（いずれか1通）	病気等の長期療養（内容による）	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	遠隔地への転勤・転居（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県以外）	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、 運転経歴証明書の写し 、健康保険証の写し等
申請事由	添付書面（いずれか1通）						
病気等の長期療養（内容による）	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
遠隔地への転勤・転居（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県以外）	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し、運転免許証の写し、 運転経歴証明書の写し 、健康保険証の写し等						
書類送付先 連絡先	<table border="0"> <tr> <td>書類送付先</td><td>連絡先</td></tr> <tr> <td>南総ヒルズカントリークラブ 会員課</td><td>電話 0439-68-1131</td></tr> <tr> <td>〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1</td><td>FAX 0439-68-1168</td></tr> </table>	書類送付先	連絡先	南総ヒルズカントリークラブ 会員課	電話 0439-68-1131	〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1	FAX 0439-68-1168
書類送付先	連絡先						
南総ヒルズカントリークラブ 会員課	電話 0439-68-1131						
〒299-1731 千葉県富津市田倉865-1	FAX 0439-68-1168						